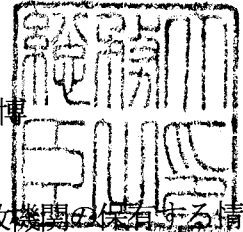


## 行政文書開示決定通知書

江原 朗 様

総務大臣 原口 一博



平成21年12月16日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

平成21年度地方交付税算定関係資料

上記のうち地方交付税を算定する際に作成した自治体病院における院内保育所に要する経費の調（都道府県分・市町村分）の集計表

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所及び札幌地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

#### 3 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
-------------	----------	-------------------------------------	---------------------------